資料2
（議案第71号関係）

令和４年３月８日
総務企画常任委員会
税務部国保医療年金課

青森市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成十七年青森市条例第百二十一号）

新旧対照表

改正後	改正前
別表第一（第二条関係） 一　次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの ロ　一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のＩ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつＩ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの 二～十一（略）	別表第一（第二条関係） 一　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの 二～十一（略）